

# 民間投資促進特区制度のご案内

復興特区制度にもとづき、宮城県と県内市町村が共同申請を行った「宮城県民間投資促進特区」が以下の通り認定を受けたことに伴い、仙台市内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることになりました。

- ・民間投資促進特区（ものづくり産業） 平成 24 年 2 月 9 日認定（宮城県、県内 34 市町村共同申請）
- ・民間投資促進特区（情報サービス関連産業） 平成 24 年 6 月 12 日認定（宮城県、県内 17 市町村共同申請）

## 1. 対象事業

別添資料に記載する復興産業集積区域内において、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（例：新たな設備投資や被災者等の雇用を維持した場合）

## 2. 税制上の特例措置

**【国税】** (◎ : 既存立地企業及び新規立地新設企業に適用可能、○ : 新規立地新設企業のみ適用可能)

選 択 適 用	<p>◎ 特別償却 / 税額控除 (法37条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別償却</th> <th colspan="2">税額控除</th> </tr> <tr> <th>資産等区分</th><th>取得等時期</th><th>資産等区分</th><th>取得等時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td><td>H28.4.1 ~ R3.3.31 (H33.3.31)</td><td>機械装置</td><td>H28.4.1 ~ R3.3.31 (H33.3.31)</td></tr> <tr> <td>建物・構築物</td><td>50%</td><td>建物・構築物</td><td>15%</td></tr> <tr> <td></td><td>25%</td><td></td><td>8%</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 税額控除は法人税額の 20% が限度。但し、4 年間の繰り越し控除が可能。</p>	特別償却		税額控除		資産等区分	取得等時期	資産等区分	取得等時期	機械装置	H28.4.1 ~ R3.3.31 (H33.3.31)	機械装置	H28.4.1 ~ R3.3.31 (H33.3.31)	建物・構築物	50%	建物・構築物	15%		25%		8%
特別償却		税額控除																			
資産等区分	取得等時期	資産等区分	取得等時期																		
機械装置	H28.4.1 ~ R3.3.31 (H33.3.31)	機械装置	H28.4.1 ~ R3.3.31 (H33.3.31)																		
建物・構築物	50%	建物・構築物	15%																		
	25%		8%																		
<p>◎ 法人税特別控除 (法38条)</p> <p>被災雇用者等に対する給与等支給額の 10% を税額控除できます。(指定を受けた日から 5 年間)</p> <p>(※) 税額控除は法人税額の 20% が限度。</p>																					
選 択 適 用	<p>○ 新規立地促進税制 (法40条)</p> <p>復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後 5 年間無税になります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           新設法人の再投資等準備金積立額の <b>損金算入</b>            (指定後 5 年間、所得金額を限度)         </div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           再投資等した場合には <b>即時償却</b>            (再投資等準備金残高を限度)         </div> </div> <p>(※) その他、投資・雇用などの要件あり。</p>																				
	<p>◎ 研究開発税制 (法39条)</p> <p>開発研究用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           開発研究用資産について <b>特別償却</b>            (上記法 37 条の機械装置に係る特別償却率と同じ)         </div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           左記開発研究用資産の償却費の <b>一部を税額控除</b> (税額の 60% が限度)         </div> </div> <p>(※) 上記三種の選択適用の特例と併せて適用可能。</p>																				

**【地方税】** 施設または設備の新設または増設をした場合に、施設等に係る下記の課税が免除になります。

課税免除

県税 ●事業税 ●不動産取得税

市税 ●固定資産税 ●都市計画税

(※) 上記国税の特例のうち、特別償却／税額控除、新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限ります。

## 3. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、令和 3 年 3 月 31 日までに仙台市から指定を受ける必要があります。その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

## 4. お問合せ

仙台市経済局産業政策部企業立地課

住所：青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビルヂング 9 階）

電話：022-214-8245・8276 FAX：022-214-8321 e-mail：[\(ものづくり\)\(情報サービス\)](mailto:kei008040_13@city.sendai.jp)